# 指定文化財保存修理等補助金交付要綱

(昭和55年11月1日)

最終改正 令和4年4月1日

## (趣旨)

第1条 この要綱は、文化財保存のため、文化財の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)及び市町村等が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

# (定義)

第2条 この要綱において、文化財とは、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第2条第1項の各号及び神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号。以下「条例」という。)第2条各号に定めるもの並びに法及び条例の規定に基づき、国及び神奈川県の指定等に係る文化財(以下「指定文化財」という。)をいう。

# (補助の対象及び補助率)

第3条 補助の対象とする事業及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

#### (補助金の額の算出方法)

- 第4条 補助金の額は、個々の事業に要する経費(国庫補助事業の場合、国庫補助対象経費) (以下「補助対象経費」という。)から、国庫補助額(国庫補助事業の場合に限る。)及び地 方債相当額(別に定める場合に限る。)を控除した額(以下「補助基準額」という。)に補助 率を乗じて得た額の範囲内とする。
- 2 県指定文化財等に係る事業(市町村が行う事業を除く。)において、補助金の交付の申請を しようとする者(以下「申請者」という。)が希望する場合、当該申請者の財政規模及び当該 事業年度の補助対象経費に応じて、補助率の加算を行うことができる。
- 3 補助金の額の算出の過程及び算出した額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

# (申請書の提出期日等)

- 第5条 規則第3条第1項の規定による指定文化財保存修理等補助金交付申請書(第1号様式) の提出期日は、知事が別に定める期日とする。
- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
- (1) 事業の内容を示す設計書及び説明図
- (2) 収支予算書
- (3) 文化財の現状を示す写真又は図面
- (4) 申請者の収支の状況に関する書類(前条第2項の規定により、県指定文化財等に係る事業 (市町村が行う事業を除く。)について、申請者が補助率の加算を希望する場合、次表の掲 げる区分に応じて添付する。)

申請者	提出書類
申請者が法人及び団体で	当該事業を実施する日の属する当該法人
あるとき	等の会計年度の前々年度以前3年度の収
	支の状況を明らかにした書類
申請者が個人であるとき	申請書を提出した日の属する年の前々年
	分の収支の状況を明らかにした書類

- (5) その他参考となる書類
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

# (暴力団排除)

- **第6条** 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、 補助金交付の対象としない。
  - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
  - (4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を 取り消すことができる。第3条第1号から第3号まで、第6号及び第7号の補助対象事業に係 る補助金を合算した市町村ごとの額は、別表第2に掲げる額を限度とする。

#### (交付条件)

- 第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りではない。
    - ア 当該補助事業が随伴する国庫補助事業において、経費の区分(主たる事業費、その他の 事業費)間での変更でいずれか少ない額の20%(当該金額が5万円未満の場合は5万円 円)以内の変更

- イ 国庫補助事業に随伴しない補助事業において、経費の配分の変更で当該科目のいずれか 少ない額の20%(当該金額が5万円未満の場合は5万円)以内の変更
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

# (交付決定の通知)

第8条 規則第6条による交付決定の通知は、指定文化財保存修理等補助金交付決定通知書(第2号様式、第3号様式)によるものとする。

#### (変更の承認)

第9条 第7条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、指定文化財保存修理等補助事業変更(中止、廃止)承認申請書(第4号様式)に変更の内容及び理由 又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

# (申請の取り下げのできる期間)

**第10条** 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

# (状況報告)

**第11条** 規則第10条の規定により補助事業の施行状況及び経理状況の報告を求められた事業者は、知事が指定した期日までに状況報告書を提出しなければならない。

#### (実績報告)

- 第12条 規則第12条の規定による実績報告は、指定文化財保存修理等補助事業実績報告書(第5号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに行わなければならない。
  - (1) 事業結果報告書
  - (2) 収支決算書
  - (3) 精算設計図書
  - (4) 補助事業の経過又は成果を証する書類並びに写真
- 2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

#### (消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、年度消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、速やかに知事に対

して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

## (財産の処分の制限)

**第14条** 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の 規定により、知事が定める財産の種類は、次のとおりとする。

財産の種類

期間

(1) 不動産及びその従物

10年

(2) その他のもの

5年

# (書類の整備等)

- **第15条** 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類(以下「証拠書類等」という。)は、当該補助事業の完了 の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間 が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継す る者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

### (書類の提出部数)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

#### (届出事項)

**第17条** 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

#### (実施細目)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、昭和55年11月1日から施行する。

附則 (平成6年4月1日)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則 (平成10年4月1日)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則 (平成21年3月1日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日から施行する。
- 2 改正後の第10条及び第11条の規定は、この要綱の施行の日以後に交付決定する補助金から適用し、同日前に交付決定した補助金等については、なお従前の例による。

附則 (平成 26 年 4 月 1 日) この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則 (令和2年9月1日) この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附則 (令和3年4月1日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 (令和3年9月1日)

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附則 (令和4年4月1日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 別表

補	助	対	象	事	業	補	助	事	業	者	補	Į	h	率
1 県担	指定文化財等に係	る事業												
				所有者等又は市町村					市町村 1/2以内					
					保持者(保持団体含む。以下 同じ)又は市町村						110-3-43 17 2001 3			
(3) 有形民俗文化財の管理、修理、防災又は公開の事業				所有者等又は市町村										
(4) 無形民俗文化財の記録の作成、伝承者の養成、保存又は公開の事業				保護団体	计		市町村以外 1/3以内 ただし、一定額を超える事							
(5) 史跡、名勝、天然記念物の管理、修理の事業					所有者等又は市町村					業の場合は、別に定める。				
(6)	史跡、名勝、天然	然記念物の保存の	ための土地買	上の事業		市町村								
(7)	選定保存技術の保	<b>呆存のための記録</b>	の作成又は、	伝承者の養成の事業	\$	保持者又	(は市	町村						
(8) 埋蔵文化財の調査の事業				市町村										
(9) その他文化財の保存に関し、知事が必要と認める事業				知事が適当と認める者										
2 国庫	車補助事業													
(1)	史跡、名勝、天然	     記念物の保存の	ための土地買	上事業		市町村						補助基準	単額の	1/2以内
	その他の国庫補助理事業又は(3)に			理若しくは指定文化	<b>公財管</b>	所有者等	穿又は	市町村	讨			同上の1 だし、E 合、その	国庫補	助額が定額

(3) その他の国庫補助事業のうち、令和3年4月1日文化庁長官裁定「新型コロナウイルス感染症の影響による収入額の減少に係る文化財補助金の補助率について」(以下「裁定」という。)により、当該国庫補助事業の国庫補助率に加算を行う事業	国庫補助対象経費から、裁定による加算を行う前の国庫補助率により算定した国庫補助額を、控除した額の1/3以内 ただし、この方法により計算した県と市の補助額と、加算した後の国庫補助額の合計額が補助対象経費を超えないものとする。